大阪府と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

大阪府(以下「甲」という。)と明治安田生命保険相互会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民 サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
- (1) 健康に関すること
- (2) 福祉・子どもに関すること
- (3) 中小企業振興及び雇用促進に関すること
- (4) 防災・防犯に関すること
- (5) 交通安全に関すること
- (6) 地域活性化に関すること
- (7) 府政の PR に関すること
- (8) その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

(協定の見直し)

第3条 この協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議の上、この協定の内容を変更し、または解除することができるものとする。

(期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前まで に書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の非公開情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしては

ならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機 関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、 各自1通を保有するものとする。

平成31年3月20日

甲:大阪府

代表者 大阪府知事

乙:東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 明治安田生命保険相互会社 取締役 代表執行役社長